

マドリッド協定議定書個別手数料一覧表

2017年4月
特許庁国際意匠・商標出願室

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
アイスランド (2017.1.13日)	1類まで	270	1類まで	270
	1類を超えた1類毎に	58	1類を超えた1類毎に	58
	団体商標		団体商標	
	1類まで	270	1類まで	270
	1類を超えた1類毎に	58	1類を超えた1類毎に	58
アイルランド (2015.7.4日)	1類まで	257	1類まで	262
	1類を超えた1類毎に	73	1類を超えた1類毎に	131
アフリカ知的所有権機関(OAPI) (2015.7.4日)	3類まで	639	1類まで	799
	3類を超えた1類毎に	131	1類を超えた1類毎に	160
			6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 追加手数料: 1類毎に	208
アルメニア (2003.8.13日)	1類まで	221	1類まで	221
	1類を超えた1類毎に	22	1類を超えた1類毎に	22
アンティグア・バーブーダ (2017.4.9日)	類の数によらない	247	類の数によらない	114
イスラエル (2017.3.22日)	1類毎に	423	1類毎に	754
	1類を超えた1類毎に	318	1類を超えた1類毎に	636
イタリア (2015.7.4日)	1類まで	95	1類まで	63
	1類を超えた1類毎に	32	1類を超えた1類毎に	32
	団体商標		団体商標	
	類の数によらない	318	類の数によらない	191
インド (2015.2.6日)	1類毎に	62	1類毎に	78
	団体商標		団体商標	
	1類毎に	156	1類毎に	156
ウクライナ (2011.9.18日)	3類まで	429	類の数によらない	429
	3類を超えた1類毎に	86		
ウズベキスタン (2011.9.18日)	1類まで	1,028	1類まで	514
	1類を超えた1類毎に	103	1類を超えた1類毎に	51
	団体商標		団体商標	
	1類まで	1,543	1類まで	1,028
	1類を超えた1類毎に	154	1類を超えた1類毎に	103
英国 (2016.12.10日)	1類まで	227	1類まで	252
	1類を超えた1類毎に	63	1類を超えた1類毎に	63
エストニア (2015.5.11日)	1類まで	151	類の数によらない	188
	1類を超えた1類毎に	47		
	団体商標		団体商標	
	1類まで	203	類の数によらない	235
	1類を超えた1類毎に	47		
欧州連合 (2016.4.25日)	1類まで	897	1類まで	897
	2類目	55	2類目	55
	2類を超えた1類毎に	164	2類を超えた1類毎に	164
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類まで	1,531	1類まで	1,531
	2類目	55	2類目	55
	2類を超えた1類毎に	164	2類を超えた1類毎に	164
オーストラリア (2016.10.28日)	1類毎に	263	1類毎に	300
オマーン (2011.6.9日)	1類毎に	484	1類毎に	727
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類毎に	1,211	1類毎に	1,453

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
ガーナ(2015.8.10ヨリ)	1類毎に	379	1類毎に	370
韓国(2009.4.1ヨリ)	1類毎に	233	1類毎に	266
ガンビア(2016.1.6ヨリ)	1類毎に	97	類の数によらない	243
キューバ (2013.5.26ヨリ)	第1段階(出願料相当分)		3類まで	274
	3類まで	274	3類を超えた1類毎に	91
	3類を超えた1類毎に	91	6ヶ月の猶予期間中の更新の場合	
	団体商標		3類まで	329
	3類まで	320	3類を超えた1類毎に	91
3類を超えた1類毎に	91	団体商標		
第2段階(登録料相当分)※			3類まで	320
類の数によらない	82	3類を超えた1類毎に	91	
団体商標			6ヶ月の猶予期間中の更新の場合	
類の数によらない	82	3類まで	375	
			3類を超えた1類毎に	91
キュラソー島 (2016.2.14ヨリ)	3類まで	336	3類まで	336
	3類を超えた1類毎に	35	3類を超えた1類毎に	35
	団体商標		団体商標	
	3類まで	667	3類まで	667
3類を超えた1類毎に	68	3類を超えた1類毎に	68	
ギリシャ (2015.7.4ヨリ)	1類まで	115	1類まで	94
	1類を超えた1類毎に(*)	21	1類を超えた1類毎に(*)	21
	団体商標		団体商標	
	1類まで	577	1類まで	472
	1類を超えた1類毎に(*)	105	1類を超えた1類毎に(*)	105
(* 1出願で10類を越える場合、10類を越えた類の手数料は不要)				
キルギス (2004.6.17ヨリ)	1類まで	340	類の数によらない	500
	1類を超えた1類毎に	160		
ケニア (2014.6.12ヨリ)	1類まで	312	1類まで	178
	1類を超えた1類毎に	223	1類を超えた1類毎に	134
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類まで	312	1類まで	178
1類を超えた1類毎に	223	1類を超えた1類毎に	134	
コロンビア (2017.1.1ヨリ)	1類まで	281	1類まで	153
	1類を超えた1類毎に	140	1類を超えた1類毎に	75
	団体商標又は証明商標			
	1類まで	374	6ヶ月の猶予期間中の更新の場合	
1類を超えた1類毎に	187	1類毎に	209	
サンマリノ (2015.8.16ヨリ)	3類まで	155	3類まで	155
	3類を超えた1類毎に	41	3類を超えた1類毎に	41
	団体商標		団体商標	
	3類まで	279	3類まで	279
	3類を超えた1類毎に	72	3類を超えた1類毎に	72
ジョージア (2012.1.19ヨリ)	1類まで	314	1類まで	314
	1類を超えた1類毎に	115	1類を超えた1類毎に	115
シリア(2016.10.29ヨリ)	1類毎に	193	1類毎に	193
シンガポール(2017.4.1ヨリ)	1類毎に	242	1類毎に	270

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)		
シント・マールテン島 (2014.12.1ヨリ)	3類まで	298	3類まで	298		
	3類を超えた1類毎に	31	3類を超えた1類毎に	31		
	団体商標		団体商標			
	3類まで	593	3類まで	593		
	3類を超えた1類毎に	61	3類を超えた1類毎に	61		
ジンバブエ (2016.1.7ヨリ)	1類まで	97	1類毎に	78		
	1類を超えた1類毎に	58				
スイス (2014.1.1ヨリ)	3類まで	450	類の数によらない	500		
	3類を超えた1類毎に	50				
スウェーデン (2015.7.4ヨリ)	1類まで	260	1類まで	260		
	1類を超えた1類毎に	102	1類を超えた1類毎に	102		
タジキスタン (2016.9.14ヨリ)	1類まで	438	1類まで	438		
	1類を超えた1類毎に	34	1類を超えた1類毎に	34		
中国 (2011.11.6ヨリ)	1類まで	249	1類まで	498		
	1類を超えた1類毎に	125			1類を超えた1類毎に	249
	団体商標					
	1類まで	747				
	1類を超えた1類毎に	374				
チュニジア (2015.9.13ヨリ)	1類まで	131	1類まで	187		
	1類を超えた1類毎に	17	1類を超えた1類毎に	40		
デンマーク (2015.7.4ヨリ)	3類まで	330	3類まで	330		
	3類を超えた1類毎に	84	3類を超えた1類毎に	84		
トルクメニスタン (2015.9.13ヨリ)	1類まで	151	類の数によらない	380		
	1類を超えた1類毎に	76				
トルコ (2015.10.3ヨリ)	1類まで	178	類の数によらない	174		
	1類を超えた1類毎に	35				
トルコ (2017.4.30ヨリ)	1類まで	143	類の数によらない	140		
	1類を超えた1類毎に	28				
ニュージーランド(2015.11.22ヨリ)	1類毎に	93	1類毎に	217		
ノルウェー (2015.6.6ヨリ)	3類まで	278	3類まで	314		
	3類を超えた1類毎に	78	3類を超えた1類毎に	121		
	団体商標		団体商標			
	3類まで	278	3類まで	314		
	3類を超えた1類毎に	78	3類を超えた1類毎に	121		
バーレーン (2016.9.7ヨリ)	1類毎に	1,710	1類毎に	1,710		
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標			
	1類毎に	2,105	1類毎に	2,105		
フィリピン(2017.3.5ヨリ)	1類毎に	116	1類毎に	178		
フィンランド (2015.7.4ヨリ)	1類まで	225	1類まで	262		
	1類を超えた1類毎に	84	1類を超えた1類毎に	131		
	団体商標		団体商標			
	1類まで	304	1類まで	341		
	1類を超えた1類毎に	84	1類を超えた1類毎に	131		
ブルガリア (2015.7.4ヨリ)	3類まで	327	3類まで	161		
	3類を超えた1類毎に	21	3類を超えた1類毎に	32		
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標			
	3類まで	595	3類まで	322		
	3類を超えた1類毎に	54	3類を超えた1類毎に	64		
米国(2017.1.14ヨリ)	1類毎に	388	1類毎に	291		

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
ベトナム(2017.3.8ヨリ)	1類毎に	161	1類毎に	143
ベネルクス (オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ) (2015.7.4ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	167 17 238 17	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	273 48 497 48
ベラルーシ (2003.4.28ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に	600 50	類の数によらない	700
ボネール島、シント・ユースタティウス島、 サバ島 (2011.4.5ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	195 20 279 20	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	319 56 581 56
メキシコ(2016.11.5ヨリ)	1類毎に	149	1類毎に	160
モルドバ (2015.7.4ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	252 52 304 52	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	262 52 419 52
ラオス(2016.3.7ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に	141 101	1類まで 1類を超えた1類毎に	141 101
日本 (2016.12.14ヨリ)	第1段階(出願料相当分) 1類まで 1類を超えた1類毎に 第2段階(登録料相当分)※ 1類毎に	108 82 269	1類毎に	371

参考為替レート:1スイスフラン≒112.57 円 (2017/03/30現在)

※ キューバ、日本は個別手数料の二段階納付制をとっているため、国際登録出願・事後指定時に個別手数料の第一段階部分、各指定国官庁の審査を経て標章の保護が認められた後に国際事務局へ個別手数料の第二段階部分の支払いが必要です。個別手数料の第二段階部分の納付がない場合には、これらの国の指定が取り消されてしまいますので、ご注意ください。

注)最新情報はWIPOのホームページでご確認下さい。

<http://www.wipo.int/madrid/en/fees/index.html>

お問い合わせ先:特許庁国際意匠・商標出願室 電話:03-3581-1101(代) 内線2671, 2672 FAX:03-3580-8033
--